

「液化石油ガス安全高度化計画2030」 の取組状況について（関係事業者等）



2025年3月19日
ガス警報器工業会

<ガス警報器の設置の促進>

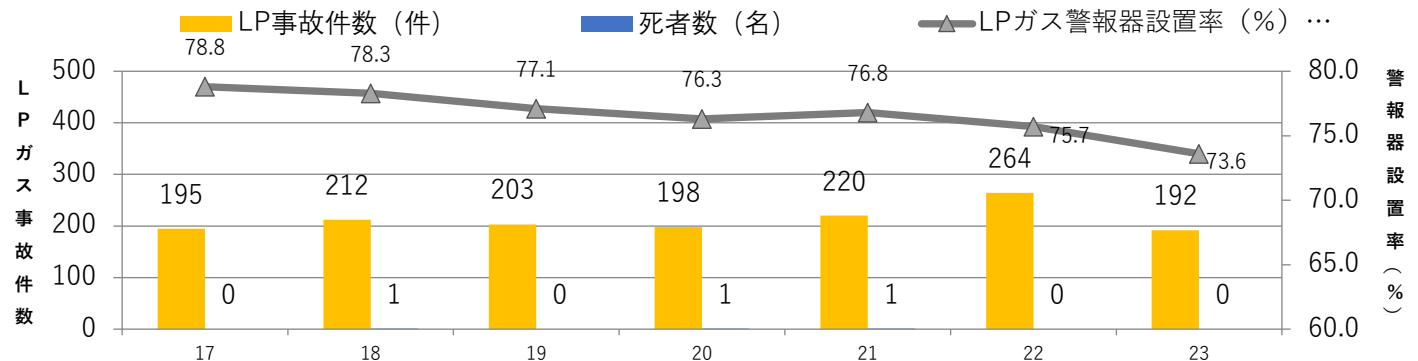
OLPガス警報器の設置率等

L P ガス警報器設置率	令和 4 年度末 75.7%	➔ 5 年度末 73.6% (対前年度▲2.1%)
期限切れ一掃率	令和 4 年度末 9.2%	➔ 5 年度末 10.4% (対前年度+1.2%)
業務用換気警報器設置率	令和 4 年度末 55.5%	➔ 5 年度末 57.9% (対前年度+2.4%)
業務用厨房メータ連動率	令和 4 年度末 71.2%	➔ 5 年度末 74.2% (対前年度+3.0%)

(出典) 全 L 協「燃焼器具交換・安全機器普及状況等調査報告書」より。

<LPガス警報器の設置率と事故件数>

L P ガス警報器の設置率は、漸減傾向であり、6 年間で▲5 %強の減少。特に、**2023(令和5)年度**は、対前年で過去最大の▲2.1%減少。一方、**L P ガス事故件数**は200件前後で高止まり。**2023年**は、**負傷者数**は前年27人から36人へ9人増加、**C O中毒事故**は4年間0件だったが新たに4件発生し、更に**24年**は5件発生。



※令和 6 年 1 月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

〇ガス警報器工業会の取り組み

ガス警報器工業会では、理念「ガス警報器の普及を通じて、国民の暮らしの安全安心に貢献します」に基づき、令和 3 年度以降は「液化石油ガス安全高度化計画2030」に沿って、関係機関((一社)全国LPガス協会「全L協」、都道府県 L P ガス協会「県協」等)と連携して、L P ガス販売事業者、一般消費者等に対して、ガス警報器の有用性や設置促進を啓発活動中。

L P ガス使用の家庭における事故は、まだ200件近く起こっています。ほとんどの事故発生場所においてガス警報器の設置がされていなかったとお聞きしています。ガス警報器の設置があれば多くの事故は未然に防げると思います。
当工業会では普及率100%を目指し活動しています。

令和 6 年度は、① L P ガス警報器の設置・交換運動「リメイク運動」、②業務用換気警報器や C O 警報器の設置促進、③令和 2 年 7 月福島県郡山市の飲食店ガス爆発事故等を受けて業務用施設でのガス警報器とガスメータとの連動遮断 (以下「メータ連動」) を 3 本柱に、講師派遣、広報媒体提供等の啓発活動を実施した。

L P ガス安全高度化計画

C O 中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器
C O 警報器の設置促進

安全型機器及び
設備の開発普及

ガスの漏えいによる 爆発または火災 事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による
保安意識の向上

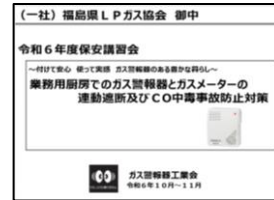
誤開放防止対策
の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

(以下、略)

1. 講師派遣（県協・七液協の保安講習会等へ）（無償）

- (1) 県協・七液協（L Pガス販売事業者向け）：令和6年度計15回（前年度30回）
【県協】福島県8、東京都2、富山県4、【中国液協】広島県1
- (2) 消費者団体等（一般消費者等向け）：令和6年度計9回（前年度12回）
住宅防火対策推進協議会5、女性防火クラブ幹部地域研修会3、広島県地域女性団体連絡協議会
- (3) METI産業保安監督部（行政機関向け）：令和6年度計一回（前年度1回）
中部液化石油ガス保安協議会・保安講習会のため中部監督部へ説明資料提供
※令和6年度は、商慣行是正に向けたL Pガス法施行規則改正内容が優先テーマであった。



2. 広報媒体の製作・配付・利用促進（無償）

- ・令和6年度は、ポスター、パンフレット、冊子等の広報媒体を製作・増刷や、既存媒体を提供。
＜2024年度版ポスター＞ 4.6万枚（内L Pガス用3.7万枚）を製作。
＜ガスもれ事故防止のための手引き＞ 38万部を増刷。
＜2023年度インターネットを利用した全国のお客様の声＞ 0.5万部を製作。

その配布先は、①ポスター・手引きは全国603関係団体へ郵送。②パンフレット・冊子等は、上記1に加え、11県協（宮城、神奈川、愛知、福井、京都、大阪、奈良、岡山、広島、香川、佐賀）（前年度6県協）の保安講習会等へ提供。③国際福祉機器展（10/2～4東京ビックサイト、会場約12万人、ブース約2.4千人来場）にブース設置して一般消費者等へ配布。④ホームページに掲載・提供。⑤METI九州産業保安監督部による防災訓練（福岡県）ブース展示ヘデモ警報器貸出やパンフレット提供、X(ツイッター)向けハ業務用厨房CO中毒事故防止の動画提供。



＜2024年度ポスター＞ ＜業務用換気警報器＞ ＜CO中毒防止・メータ連動＞ ＜奏功事例・2024お客様の声＞ ＜設置マニュアル等＞

3. リメイク運動（LPガス警報器の設置・交換運動）表彰制度等

- ・2012年度から、経済産業省、全L協、L Pガス安全委員会等の協力を得て、L Pガス消費者保安推進大会にて、L Pガス警報器の設置率等の高い県協に感謝状授与。
現在、4部門（実質設置率、期限切れ一掃率、業務用換気警報器設置率、業務用施設のメータと警報器の連動率）について、各上位5位までの県協を対象。
令和6年度は、10月24日に如水会館にて、表彰式を開催。

＜2024年度リメイク運動パンフ＞



L Pガス安全高度化計画

CO中毒 事故防止対策

業務用施設等に対する
安全意識の向上のための
周知・啓発

業務用換気警報器
CO警報器の設置促進

安全型機器及び
設備の開発普及

ガスの漏えいによる 爆発または火災 事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による
保安意識の向上

誤開放防止対策
の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

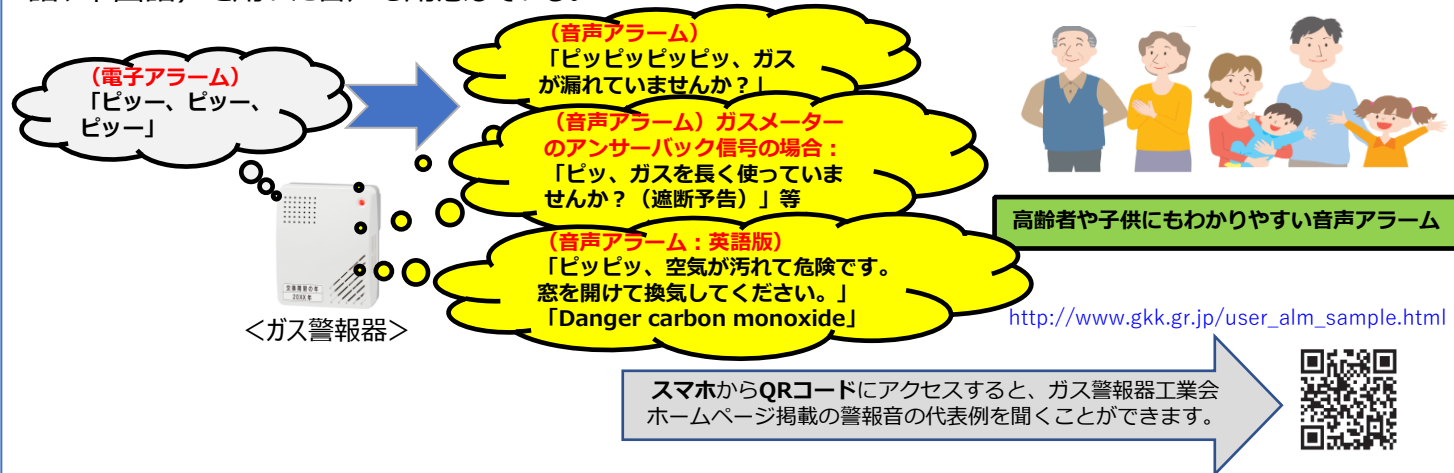
（以下、略）

<ガス警報器の機能の高度化>

ガス警報器工業会は、メーカー等の関係事業者によるガス警報器の付加価値の向上や電池式警報器の開発など、ガス警報器の機能の高度化を支援しています。

令和6年度も、引き続き、以下の取組支援を継続した。

- ①ガス警報器の警報は、ホームページ等を活用して、消費者がわかりやすいように、電子アラーム（ブザー）から**音声アラームの採用を推奨**している。また、業務用厨房等向けとして、外国人労働者にもわかるように、**外国語**（英語、中国語）を用いた音声も用意している。



- ②業務用換気警報器では、**警報履歴の記録機能**を搭載し、現場のガス機器使用環境の把握等に役立っている。

- ③ガス警報器とガスメーターの**連動遮断**を促進するため、警報器に内蔵または外付け出来る製品も販売されている。



- ④**電池式警報器**は、停電時の安全確保のため必要な製品であり、既に製品化されている都市ガス用に続き、LPGガス用の実用化を目指してメーカーで検討している。

LPGガス安全高度化計画

ガスの漏えいによる
爆発または火災
事故防止対策

安全な消費機器等の
普及促進

周知等による
保安意識の向上

誤開放防止対策
の推進

ガス警報器の機能の高度
化及び設置の促進等

消費設備調査の
高度化

リコール製品等への
対応

<スマート保安の推進>

LPガス安全高度化計画

スマート保安の推進

スマートメーター・
集中監視等を利用した
保安の高度化

その他のスマート保安
に関するアクションプラン

・次世代の高速大容量通信仕様として、ガスメーターの通信規格であるUバス及びUバスエア（無線）が一部事業者で検討されてきた。

ガス警報器工業会では、令和3年度からガスメーターとガス警報器の通信システムに、業界でこれを採用するべく発足した「Uバス仕様三者検討会」（テレメタリング推進協議会、日本ガスメーター工業会、当工業会）に参加して検討中です。

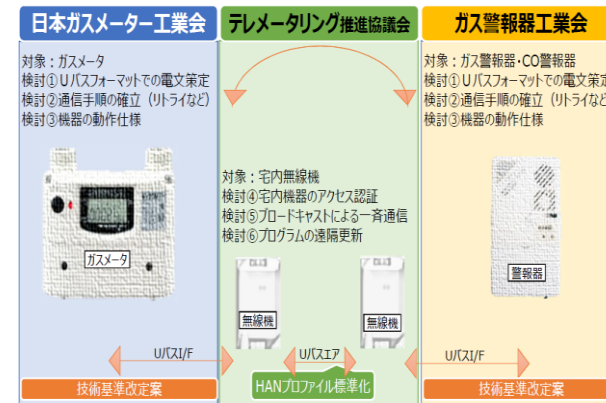
令和6年度（現在）は、「ガス漏れ警報器Uバスインターフェース仕様書(案)」を、日本ガスメーター工業会との相互確認が終了。

・ガス警報器としては、無線ネットワークに組み込むことで、メータとガス警報器の連動率向上に伴いガス事故の低減が期待される。例えば、警報器のプラグ抜けが生じた場合の対応を従前以上に確実に迅速に展開したり、また、メーター連動時のガス警報器からの音声応答（警報器アンサ）の充実による保安レベル向上、サービス向上を検討していくことが考えられる。

令和7年度は、「ガス漏れ警報器Uバスインターフェース仕様書(案)」と「マイコンメーターUバスインターフェース仕様書(案)」により、上記三者検討会を開催して標準仕様書の整備を行い、また、規程改正の整備を進めていく。

・更にその後、ガス警報器を活用した、IoTによるガス燃焼機器等との連携や集中監視システムの活用など、技術の実用化に併せて、適宜、標準仕様書を整備し規程改正等の整備も求められる。

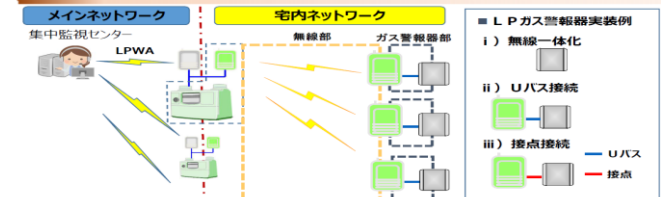
Uバス無線連動仕様の検討スキーム（案）



ガスメータと警報器の連動信号に関する技術基準改訂のとりまとめ

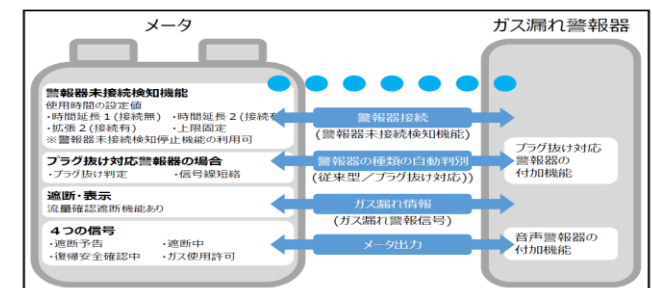
（出所）Uバス仕様三者検討会資料より

Uバスエア宅内ネットワークの概要



- 有線による配線が不要なためガス警報器とメータの連動工事が容易
⇒ガス警報器－メータ連動の比率アップによる保安高度化の推進
- 複数台での接続が可能
⇒複数の燃焼器を同時監視することでの安全向上
- Uバスインターフェースにより詳細情報の管理が可能

参考：ガスメータと警報器の連動機能



<参考> L P ガス三部料金制におけるガス漏れ警報器の取扱い

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正（令和6年4月2日公布）に係る、三部料金制（令和7年4月2日施行）におけるガス警報器の取扱いについて、以下2回のパブリックコメントにおいて、経済産業省資源エネルギー庁から見解が示されている。

■「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 資源開発・燃料供給小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ中間とりまとめ(案)」に関する意見公募手続の結果について（令和6年4月19日、資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室）

●No.45（略）

■「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈の基準について(案)」に関する意見公募手続の結果について（令和6年7月2日、資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室）

●No.15（御意見の概要）

第15号の9ただし書きの例示では、ガス漏れ警報器を設備代として請求することを想定するように記載されているが、ガス漏れ警報器はあくまでもL P ガスの保安のため、取り付けており、過大な営業行為につながるものではないし、L P ガスの使用量増大を図って取り付けるものでも無い。このことから、基本料金の考え方である「消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用」の中に含まれるとも解釈できるので、ガス漏れ警報器を基本料金の中に含めることについては差し支えないか？

（御意見に対する考え方）

ガス漏れ警報器については、L P ガス器具等 L P ガスを消費する場合に用いられるものとして設備料金に含めるというのが一義的な整理となります。他方、ガス漏れ警報器については、消費者に設置義務がある場合があることに加え、ガス給湯器やガスコンロ等、L P ガスを消費して利用する設備や機器とは異なり、L P ガス利用者やその隣接住民等をガス事故から護るために、保安上必要なものとして、L P ガスの安全・安心な供給に寄与するものといえます。このため、専ら保安のために用いられる警報器の費用については、供給設備や設備点検等の固定的な費用と同様に基本料金に含めることも差し支えないと考えます。